

「美谷本小学校学童保育室の民間活力の導入」についてのご意見に対する回答

* 貴重なご意見ありがとうございました *

案 件 名 美谷本小学校学童保育室の民間活力の導入
意見募集期間 令和4年11月1日（火）から令和4年11月30日（水）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、1名の方から8件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の内容	市からの回答（対応）
1	子供が怪我をした時は責任はどこがとるのか。	学童保育室の運営上の瑕疵による事故や怪我については、市と委託事業者とで責任を負い、施設の設置瑕疵については市が責任を負います。
2	業務委託をすることによって質が落ちることはないか。	保育業務委託の仕様書は他の公立学童保育室と同等の保育体制を求める内容とし、委託先を選定する際は、学童保育室の運営に実績があることを考慮する予定です。市は業務委託後も委託事業者が適切な保育運営を行っているか随時確認を行い、保育の質の維持向上に努めます。
3	保育料の値上げはないか。	保育料の算定はこれまでの計算方法で市が行うため、委託化による保育料の値上げはありません。
4	民間の学童は習い事を沢山取らないと入れないと聞いた。シングルマザーなど優遇措置がなくなり、お金を支払えない家が入れなくなることはおこらないか。	委託化後もこれまでと同様の基準に基づき市が入室審査を行います。

5	今働いている学童の人の雇用はどうなるのか。	委託化する学童保育室で任用中の会計年度任用職員については、他の公立学童保育室にて引き続き任用を行うものとします。
6	業務委託するのであれば民間の学童とどう違うのか。どこまで市は介入するのか。他自治体の学童で同じように民間委託があったが、引き継ぎが全くされずにずさんだと聞いた。	<p>補助対象の民間学童保育室は小学校の敷地外に現在25室設置されており、各民間学童で入室を決定しています。保育料は一律市の基準の最高額とし、その他に施設が小学校の敷地外にあることから児童の安全管理を行うための諸費用がかかる場合があります。また、経営の安定化を図るため、様々なオプション事業を展開しています。</p> <p>委託化する学童保育室については、委託後も公立学童保育室であることには変わりなく、市が入室や保育料を決定し、施設管理も行います。保育料は市の基準どおり所得税額に応じた多段階設定であり、市の収入となります。市は委託事業者に対し、ノウハウを活かしてより良い保育の提供を行うよう求めてまいります。</p> <p>なお、業務委託開始時は学童保育室の会計年度任用職員（指導員・補助員）が民間事業者の保育スタッフと入れ替えとなり、通室中の児童、任用中の会計年度任用職員への影響が大きいことが予想されますが、一か月間の引き継ぎ期間（並行稼働）を設けた上で、児童・保護者と民間事業者のスタッフとの信頼関係の構築や、スムーズな業務移行ができるように努めます。</p>

7	<p>人手不足を委託化の理由に挙げているが、業務委託をすると人手不足は解消するのか。業務委託化によって低賃金化され、人の入れ替わりが激しければ、子供を安心して預けられない。それよりも今働いている人の賃金や労働条件を上げれば、人は集まるのではないか。</p>	<p>市は委託事業者に対し、適正な人件費のもと、安定した人員配置を行うよう求めています。</p> <p>また、委託化する学童保育室の会計年度任用職員が他の公立学童保育室に異動することにより、移動先の人員充足が図られますが、全ての学童が充足するわけではないため、今後も会計年度任用職員の募集を実施します。</p> <p>なお、市の報酬額については、令和3年度から4年度にかけて会計年度任用職員の報酬単価を引き上げております。</p>
8	<p>最初是一部業務委託導入が、そのうち完全に業務委託されることはないのか。</p> <p>学童保育室の業務委託は絶対反対です。</p>	<p>安定した保育の提供を行うために、今後も会計年度任用職員の任用状況により、他の公立学童保育室についても適宜、一部業務委託化を検討してまいります。また、今回の委託化の検証についても行ってまいります。</p>